

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年 7 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 4 号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第 2 条 (略)		(設置) 第 2 条 (略)	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会	(略)	大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会	(略)
大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会	<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定する出納取扱金融機関を選定する場合の当該金融機関の選定の基準の策定及び当該金融機関の選定に当たっての審査に関する事務</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。